

「まず、細野さんと横尾さんの「人質司法」の体験から。」

細野祐二 害虫駆除会社、キャッツの粉飾決算は、2004年2月初旬にキャッツの経営陣が株価操作で強制捜査を受けて、事件化した。私が特捜部の呼び出しを受けたのは2月20日。それから逮捕されるまでの20日間ほど、任意の取り調べを受けた。私はずっと、株価操縦の参考人として話を聞かれていたと思っていたし、検事もそうだと言っていた。

ところが途中から決算や会計処理などについて聞かれ出した。呼び出しから2週間がたったある日、突然、検事が立ち上がり、「キャッツで粉飾決算があって、それを細野がこういうふうに通じた」と微に入り細をうがった供述調書を何も見ずに6、7分間も一気に話し、検察事務官がそれをタイプして印刷した。

検察官は「これは今日君が話したことだ。これに署名すれば、今日は帰ってもよい」という。私は、

「何なんですか、これは。私はこんなことは言っていない」と抗議すると、検察官は激怒し、ガラス戸をバーンと叩いて脅す。私は高血圧で、ペットボトルの水を飲んでいいかと聞くと、「ダメだ、ふざけるな」「検察をなめるな」と。その繰り返しだった。

私は容疑を一貫して否認し続けたが、3月9日に逮捕され、その後190日間、東京・小菅の東京拘置所に勾留された。

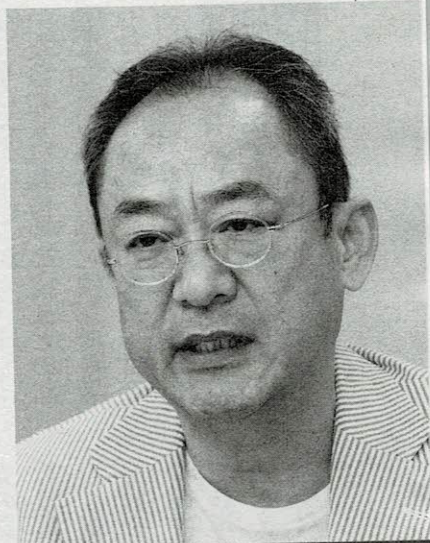
誤報を根拠に容疑者に

横尾さんの勾留は966日に上った。
横尾宣政 オリンパスが粉飾決算

を発表した2011年11月8日から約1週間後、私は警視庁捜査2課に呼ばれた。冒頭、刑事からパスポートを渡せと言われたので、「私は粉飾決算の容疑者なんですか」と聞いたら、「その通りだ」と言う。何を理由に、どんな捜査を経て私が容疑者になっているか聞くと、「新聞、雑誌の情報だけで。それ以外はない」と説明された。

彼らは米「ニューヨーク・タイムズ」紙が掲載した私と兄が山口組に2000億円を渡したという記事を読んで、驚いて呼び出したらしい。もちろん、事実無根だ。

12月からは検察の取り調べもまった。私は12年2月16日に逮捕されたが、勾留が966日間に及んだのは、一貫して容疑を否認したためだ。否認を続けると3月7日の1回目の起訴日に別件の詐欺容疑で再逮捕された。その後、粉飾決算に関与した証拠とされた私のサインが偽筆であることや、私を犯人としたオリンパス側の容疑者の供述調書が矛盾していることを予定主張書面で指摘すると、6月11日にはマネーロンダリング（組織犯罪処罰法違反）の容疑で再々逮捕された。その結果、7月に始まるはずだった裁判が12月に延期された。

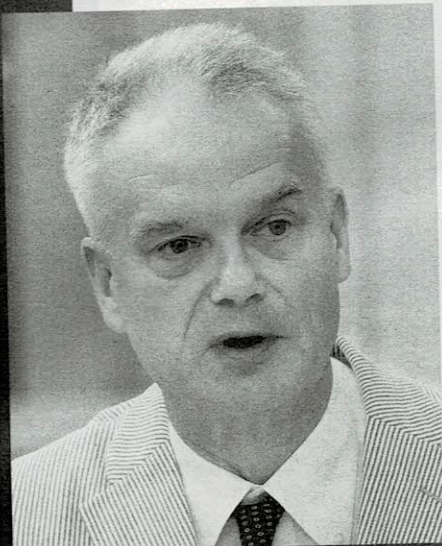


ほそのゆうじ
細野 祐二
(会計評論家)

1953年生まれ、早稲田大学政治経済学部卒業。78年からKPMG日本およびロンドンで会計監査とコンサルティング業務に従事。キャッツ粉飾決算事件で有罪確定後、会員制「複式簿記研究会」を主宰。著書に「公認会計士 vs 特捜検察」(日経BP)、「会計と犯罪」(岩波書店)など多数。

経済司法を問う

長期勾留は当たり前前の検察



Stephen Givens
スティーブ・ギブズ
(外国法事務弁護士、
上智大学法学部教授)

1954年米国出身。76～77年京都大学法学部留学後、82年ハーバードロースクール法学博士。96年西村総合法律事務所(現西村あさひ法律事務所)特別顧問、2001年からギブズ外国法事務弁護士事務所代表。日本企業に関わる国際間取引の組成や交渉に長年従事。

—— 米国でも有罪判決が出る前の長期勾留は一般的なのか。

「安易に認める裁判所

長期間の勾留で自白を強要する「人質司法」に対し国内外の報道機関の批判が強まっている。人質司法を実際に体験した元公認会計士、元証券マンと海外事情に詳しい外国法弁護士が司法制度の問題を語った。(司会＝ミラー和空(作家・僧侶)、構成＝編集部)

ステイブン・ギブンス ホワイ

トカラーの犯罪では、極めて珍しい。日米の逮捕・勾留・自白などにおける憲法上の原則は一緒だ。一つは逮捕する時点で十分な理由があること。調査、捜査を経て十分な根拠があることを確認した上で逮捕する。その逆、つまり、この人は何かをやったかも、という「ぼんやりした」疑いだけで、まず、逮捕・勾留し、尋問をして、そこから事実関係を導き出すのは、憲法の原則に反する。

刑事法「特信状況」の欠陥

—— こうした取り調べが行われるのは、日本の刑事訴訟法に問題があるのか。あるいは、捜査機関の運用の問題なのか。

ギブンス 刑事訴訟法そのものよりも、裁判所の執行が問題だ。最初の逮捕から23日間は、裁判所は検察に犯罪の立証責任を求めることなく、フリーパスで勾留を認め

る。それがそもそも問題だ。

細野 私は刑事訴訟法の条文自体に問題があると思っている。321条第1項第2号に「特信状況」という規定がある。これは、証人の法廷での証言と、検察官の面前で取った「検面調査」の内容が違う場合に、特に信用すべき状況があると認められた場合は、検面調査を証拠採用できるという規定だ。密室で取られた検面調査の方が公判での証言より信用できる特別な状況など考えられないが、現行司法実務上は、容疑者が検察官の面前で自ら不利なことを自白している

こと自体が特信状況とされている。

このように日本では、法廷での証言よりも、検面調査の証拠能力をはるかに高く認めるので、検察官は容疑者を長期勾留して、ガンガン検面調査を取ろうとする。その場合、本人が自白しなくても構わない。関係者に自白させればよいわけだ。

—— 米国では証人の証言の扱いはどうなるのか。

ギブンス 法廷以外で証言することとはまずない。米国の映画やドラマで見られるように、逮捕される

と警察はその場で、「あなたには黙秘権がある。弁護人を雇う権利もある」と告げる。当然、容疑者は最初から黙秘する。

細野 1番で私が粉飾決算を主導したと証言したキャッツの経営陣3人は、2番では、「検察官に証言を丸暗記させられ、40回もリハールさせられた」として証言を強要されたことを認めた。この逆転証言によりメディアは「細野氏は無罪かもしれない」と騒いだが、それは何の意味もなかった。なぜなら、特信状況により裁判所は既に検面調査を証拠採用しているから、法廷で何を言っても関係ないからだ。

内部統制機能しない特捜部

—— 日本の経済司法を改善するためには、何をすべきか。

細野 問題は経済事件の捜査の担い手が特捜検察であることだ。米英では、警察などの捜査機関とは別個の検察官が、捜査のデュープロセス(適法手続き)をチェックし、証拠の十分性を検証して、立件している。検察の起訴判断は警察に対するけん制だ。だから、内部統制が機能し、冤罪を防止する。しかし、日本の特捜検察は、自ら



よこおのぶまさ
横尾 宣政
(元野村証券社員)

1954年兵庫県出身。京都大学経済学部卒業後、78年に野村証券入社。第2事業法人部員、新宿野村ビル支店長などを歴任。98年に「グローバル・カンパニー」を設立し社長就任。オリンパス粉飾事件で実刑が確定し、再審請求に向け準備中。著書に『野村証券第2事業法人部』(講談社)。



撮影=中村琢磨

捜査して、自らが起訴・立件権を独占しており、内部統制が全く機能しない。

さらに、不幸なことに経済事件には殺人事件の凶器に相当する物証がないことも大きい。殺人・傷害事件では、物証が冤罪を防止する機能があるが、経済事件は凶器も血痕もなければ、血液鑑定もできない。

何か。

細野 供述調書、検面調書だ。

英米ではどうなのか。証言以外に証拠はあるのか。

ギブズ まず口頭での証言だ。経済事件の場合は、書類や証拠類がたくさんあるが、今は電子で残る証拠がもつとも多いと思う。経済犯罪では、パソコンとクラウド上にあるデータが9割以上を占める。

細野 そうした経済・会計証拠の解釈、意味付けが大事だ。その解釈を、会計のことであれば専門家に聞くべきだ。法律の専門家である裁判所や検察官が会計を分らないのを責める気はない。しかし、聞く耳を持たないのは困る。

横尾 私の場合も、偽筆以外にも、私が粉飾に関与していないという証拠はかなりあった。裁判所に見てくれるように訴えたが、いくら言っても聞いてくれなかった。

細野 横尾さんの容疑は、粉飾決算のほう助だ。仮に検察の主張通りだったとしても、判決文を読んでも、どうしてこういう行為が粉飾決算のほう助になるのかさっぱり理解できない。有罪判決を下すためには、本来、「罪となるべき事実」(犯罪事実)と「証拠によりそれを認めた理由」(証拠理由)、

及び、適用した法令(法律事実)を示さなければならぬ。ところが、現在の刑事訴訟法では、証拠理由に代えて、「証拠の標目」だけを示せばよいことになっている。標目とは、目次、目録のことを言う。

日本は昔からこんなことをやっていたわけではない。太平洋戦争が始まると、米軍の空襲により灯火管制で夜は真っ暗になる。裁判官がその中で証拠理由を書くのが大変なので、東条英機内閣の時に「戦時刑事特別法」を作って、「証拠の標目で足りる」という一文を入れた。それが、終戦後も、裁判官と検察官が「あの標目は良かった」ということで今もそのままになっている。先ほどの「特信状況」も戦時刑事特別法による。

本当の共犯は監査法人

オリンパス事件では、同社の旧経営陣は執行猶予だったのに、横尾さんは実刑判決を受けた。細野 検察による事件の組み立て自体に無理がある。オリンパス事件が粉飾決算事件であったことは異論の余地がない。会計的にはかなり複雑なしかも20年の長期にわたる粉飾だ。だから、会計のプロ

が深く関わっていないと絶対にはできない。証拠構造上、主犯はオリンパス経営陣、共犯は監査法人というのが自然だ。

そうあるべき所を、会計のことを何も知らない横尾さんを引っ張ってきた。それは横尾さんが野村証券出身だから、たくさんお金が動いているから、そこを断罪するほうが国民の受けが良いからだ。

なぜ、監査法人は追及されないのか。

細野 監査法人は許認可事業で検察体制の恭順側だから。検察庁、証券取引等監視委員会の天下りがしつかり常駐している。

改めて、刑事司法の現状を改革するためにはどうすべきか。

細野 特捜部を廃止することだ。内部統制が機能しないので、必ず冤罪事件が多発する。

廃止後は、経済事件の捜査、摘発はどこがやるのか。

細野 証券取引等監視委員会であり、警視庁捜査2課だ。1948年の昭和電工疑獄事件の時は、警視庁の秦野章・捜査2課長が指揮を執り、政治家だけでなく、GHQ幹部も摘発しようとした。世間は証券取引等監視委員会も力がないと言うが、それは摘発をさせないからだ。